

令和2年4月から

## 新生児聴覚検査の費用を助成します!



新生児聴覚検査は、先天性難聴の早期発見、早期療育のために、生後1か月未満の赤ちゃんに耳のきこえの検査を行うものです。出産後、入院中に赤ちゃんが眠っている間に数分で行うことができ、痛みもありません。

生まれてくる赤ちゃんのおよそ1,000人に1~2人は、生まれつき耳のきこえにくさ(先天性難聴)があるとされています。早く発見して、療育などの支援を受けることで、赤ちゃんの言葉の成長発達を助けることができます。

### ◆対象者

令和2年4月1日以降に生まれた赤ちゃん(生後27日以内)

### ◆対象となる検査及び助成金額

- ・自動聴性脳幹反応検査(AABR) 1人につき上限6,000円(初回検査及び確認検査)
- ・耳音響放射検査(OAE) 1人につき上限3,000円(初回検査及び確認検査)

助成を受けられるのは、上記検査のうちいずれかです。

産科医療機関で検査の方法が異なります。

産科医療機関等で検査の説明を受け、検査を受けてください。

※差額は、自己負担になります。

### ◆助成方法

深川レディースクリニック (久留米市田主丸町田主丸 1-28)	・医療機関で検査費用を支払う必要はありません。 ・母子健康手帳に結果を記録してもらいましょう。
上記以外の医療機関で 検査を受けた場合	・医療機関で聴覚検査費の支払いをされた人は、役場健康課に次のものを持参し助成(償還払い)の手続きを行ってください。 ① 聴覚検査費用の領収書及び診療内容のわかる明細書 ② 母子健康手帳(検査日・方法及び検査結果を確認できるもの) ③ 通帳など振込先のわかるもの(申請者の名義のもの) ④ 印鑑 ※申請の期限は検査を受けた日から1年以内です。

#### 《問合せ先》

筑前町役場 健康課 健康推進係

電話:0946-42-6649(直通)

FAX:0946-42-2011

E-mail : [kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp](mailto:kenkou1@town.chikuzen.fukuoka.jp)